

上越妙高駅周辺地区商業地域時間貸駐車場消融雪設備設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雪期における上越妙高駅利用者の駐車場を確保するため、上越妙高駅周辺地区商業地域内の時間貸駐車場に消融雪設備の新設、更新又は修繕（以下「設置等」という。）を行う運営者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺地区商業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号の規定により定めた上越妙高駅周辺地区地区計画の地区整備計画におけるA地区及びB地区をいう。
- (2) 時間貸駐車場 第4号の運営者等が営む駐車場で、利用した時間や分単位に応じて料金を支払うシステムを導入しているものをいう。
- (3) 運営者 時間貸駐車場の運営、管理等を行う人及び団体をいう。
- (4) 運営者等 時間貸駐車場の土地の所有者及び運営者をいう。
- (5) 降雪期 12月16日から3月15日までの間をいう。
- (6) 消融雪設備 消雪パイプ、散水機器、消雪用水槽及びロードヒーティングをいう。
- (7) 節水型降雪検知器 降雪時の路面の積雪状態をセンサーで検知し、降雪量や気温に合わせて消融雪設備への散水量を自動制御する装置をいう。
- (8) 更新 消融雪設備が機能不全又はそれに近い状態に陥った際に、構成部位の設備を新しい設備に入れ替え、又は位置を変えて新設することをいう。
- (9) 修繕 消融雪設備が機能不全又はそれに近い状態に陥った際に、部分的に機能回復を図る作業をいう。

(補助対象駐車場)

第3条 補助金の交付の対象となる時間貸駐車場（以下「補助対象駐車場」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 駅周辺地区商業地域内に設置された時間貸駐車場であること。
- (2) 不特定多数の人が利用できる時間貸駐車場の区画数が当該時間貸駐車場の駐車可能区画数の8割以上かつ20台以上あること。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人及び団体とする。

- (1) 補助対象駐車場の運営者等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象駐車場における消融雪設備の設置等に係る工事とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次の経費は対象としない。

- (1) 見積り、設計及び調査に要する費用（関係法令に基づく申請等に係る費用を含む。）
- (2) 消融雪設備の稼働に係る光熱水費
- (3) 消融雪設備の定期的な点検、清掃及び調整に要する費用、設備の機能維持に必要な補修、消耗品及び軽微な部品等の交換に要する費用その他消融雪設備の運用に係る費用
- (4) 公租公課
- (5) その他市長が補助対象経費に適さないと認める費用

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 消融雪設備の新設 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。
- (2) 消融雪設備の更新又は修繕 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

2 補助金の交付の申請は、一の補助対象駐車場につき、前項第1号に掲げる事業にあつては1回限り、同項第2号に掲げる事業にあつては一の年度当たり同号の規定により算定される補助金の合計額が200万円に達するまで行うことができる。

（補助金の交付条件）

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付決定に付する条件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象駐車場に節水型降雪検知器を設置すること（ロードヒーティングの設置等を行う場合又は補助対象駐車場に節水型降雪検知器が既に設置されている場合を除く。）。

- (2) 補助金の交付を受けた日の属する年度以降時間貸駐車場を降雪期の全期間にわたって供用することができる最初の降雪期から起算して、連続する5回の降雪期において、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、災害、異常気象その他特別な事情により、営業が不可能であると市長が認める場合においてはその限りでない。

ア 降雪期の営業日数が80日以上であること。

イ 第3条各号に該当すること。

(交付申請書の添付書類)

第9条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 時間貸駐車場であることが分かる書類
 - (3) 補助対象駐車場の配置図その他駐車可能区画数及び不特定多数のものが時間貸で利用できる区画数が分かる書類
 - (4) 時間貸駐車場を運営していることが分かる書類（補助対象事業者が運営者である場合に限る。）
 - (5) 補助対象駐車場の土地所有者の同意書（補助対象事業者が運営者である場合に限る。）
 - (6) 見積書の写し
 - (7) 消融雪設備の平面図、断面図及び配管計画図
 - (8) 工事の必要性が分かる書類（消融雪設備の更新又は修繕の場合に限る。）
 - (9) 施工前の写真
 - (10) 納税状況の調査等に関する承諾書
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- (実績報告)

第10条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、補助対象事業の完了から1月を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 契約書等の写し
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書その他支出を証する書類の写し（補助対象経費の内訳が分かるものに限る。）
- (3) 施工中及び施工後の写真
- (4) 節水型降雪検知器の設置が確認できる書類（節水型降雪検知器が既に設置されている場合を含む。）（ロードヒーティングの設置等を行う場合を除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(工事完了後の調査)

第 1 1 条 市長は、前条の実績報告があったときは、必要に応じて現地を調査することができる。

(運営状況の報告)

第 1 2 条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度以降時間貸駐車場を降雪期の全期間にわたって供用することができる最初の降雪期から起算して 5 年間、市長が別に定める日までに、第 8 条各号の交付条件を満たしていることが確認できる書類を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、必要に応じて運営状況が分かる資料の提出を求めることができる。

(地盤沈下の防止への配慮について)

第 1 3 条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、地盤沈下の防止の観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるとともに、適切な対応に努めなければならない。

(1) 上越市生活環境の保全等に関する条例（平成 1 0 年上越市条例第 3 1 号。以下「条例」という。）第 2 6 条第 2 項各号に該当する場合は、第 2 7 条の規定に基づき報告を行うこと。

(2) 条例第 2 8 条の規定に基づき市長から地下水の摂取量の制限その他緊急時の措置を求められた場合は、これに応ずるよう努めること。

(3) 上越市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 1 0 年上越市規則第 4 2 号）第 8 条に該当する場合は、条例第 2 3 条から 2 6 条までの規定に基づく届出を適切に行うこと。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。